

令和6年第1回 飯塚市議会会議録第6号

令和6年3月19日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第27日 3月19日（火曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- (2) 議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(6) 議案第32号 財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター建物）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第 6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (3) 議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例
- (5) 議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

(7) 議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第 7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (3) 議案第 8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (4) 議案第 9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (6) 議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (7) 議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- (8) 議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算
- (9) 議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

- (10) 議案第 15 号 令和 6 年度 飯塚市下水道事業会計予算
 - (11) 議案第 16 号 令和 6 年度 飯塚市立病院事業会計予算
 - (12) 議案第 28 号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例
 - (13) 議案第 29 号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
 - (14) 議案第 30 号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 - (15) 議案第 33 号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
 - (16) 議案第 34 号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
 - (17) 議案第 35 号 市道路線の廃止及び認定
 - (18) 議案第 36 号 市道路線の認定
- 第 2 令和 6 年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）
- 1 議案第 3 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計予算
- 第 3 議員定数のあり方に関する調査特別委員会中間報告（質疑）並びに委員長報告（質疑、討論、採決）
- 1 議員定数のあり方について
 - 2 議員提出議案第 7 号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
 - 3 請願第 5 号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願
 - 4 請願第 6 号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願
- 第 4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 38 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 2 議案第 39 号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 3 議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 4 議案第 41 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 5 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 6 議案第 43 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 7 議案第 44 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 8 議案第 45 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 9 議案第 46 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 10 議案第 47 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 11 議案第 48 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 12 議案第 49 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 13 議案第 50 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 14 議案第 51 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第 5 追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 52 号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること
- 第 6 議会選出各種委員の選出
- 第 7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第 1 号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 2 議員提出議案第 2 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第 3 号 自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書の提出
 - 4 議員提出議案第 4 号 令和 6 年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書の提出

第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第2号 専決処分の報告（歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第3号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第9 署名議員の指名

第10 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託してありました「議案第1号」、「議案第2号」、「議案第4号」から「議案第17号」までの14件及び「議案第19号」から「議案第37号」までの19件、以上35件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、農業土木費、農業施設防災減災事業費について、ため池調査ということで7160万円が追加計上されているが、ため池調査は、全体件数でどのくらいあり、今回の補正予算で追加された件数は、どのくらいあるのかということについては、農業施設防災減災事業は、防災重点ため池劣化状況評価と防災重点ため池地震・豪雨耐性評価という2つの調査で分かれている。防災重点ため池劣化状況評価は、全体で295か所あり、今回、国の補正対応により令和6年度実施分の38か所を前倒して追加している。防災重点ため池地震・豪雨耐性評価は、全体で47か所あり、同様に国の補正対応により令和6年度実施分の8か所を前倒して追加しているという答弁であります。

次に、公園費、公園施設長寿命化事業費について、公園施設の改修とあるが、どのような改修となるのかということについては、今ある既存の遊具施設等を撤去し、新しいものを設置するという答弁であります。

次に、遊具等を更新する際は、どのように決定しているのかということについては、公園を点検の上、劣化具合によって優先度を決定し、緊急度の高い物から更新しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」、「議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書並びに予算書等と併せ、提出された介護保険料の改定に関する算定資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、介護保険特別会計予算に計上している地域包括ケアシステムの進捗状況はどのようになっているのかということについては、医師会と定期的に全体会議や各専門部会会議を行っており、嘉麻市、桂川町と連携しながら、今後の高齢化に向けて取組を強化していくという答弁であります。

次に、令和5年12月議会において、介護保険料の引下げに関する請願が採択されたが、今回の介護保険料にどのように反映されているのかということについては、請願内容を確認し、今後の介護給付費の伸びや実績を基に見込み、低所得者への配慮を行い、今回の保険料算定に至ったという答弁であります。

次に、物価高騰が続いて暮らしが大変なのは低所得者に限らないのに、高所得者の介護保険料が増額しているのはなぜかということについては、支払能力に応じた保険料の設定方針を国が示しており、その方針に沿って、高所得者層の保険料を引き上げ、その増収分を低所得者層の負担軽減に充てるように算定しているという答弁であります。

次に、第9期計画期間中の要介護等認定率はどうに伸びると考えているのかということについては、令和7年度に団塊の世代の方が75歳以上となり、介護が必要となる高齢者が今後増えていくと考え、令和5年度20.6%に対し、令和6年度が20.9%、7年度が21.1%、8年度が21.4%となると推計しているという答弁であります。

次に、本市の介護保険料が他の自治体と比較して高いのはどのようなことが要因なのかということについては、本市は介護事業所が多く、介護サービスの利用率が高いこと、1人当たりの給付額が高いことなどから介護給付費が他の自治体と比較して高い状況にあることが要因であるという答弁であります。

この答弁を受け、介護給付費を抑え、保険料を引き下げするため、ケアプランのチェック等の給

付適正化事業やフレイル事業にもっとしっかり取り組んでほしいという意見が出されました。

次に、今回、所得段階区分が第14段階から17段階までの高所得者層の方はどのくらいいるのかということについては、合計で433人、全体の約1%となっているという答弁であります。

次に、高所得者層の保険料を引き上げて得られる増収額はどのくらいなのか、また、基金を取り崩して充てることはできなかったのかということについては、増収額は3か年で約3200万円、今後の介護人材に関する報酬改定や介護サービスの利用増加、急速な給付の伸びなどに備え、余剰として3億円を残しておきたいと考え、取崩し額を7億円と決定したという答弁であります。

次に、第9期の介護保険料の設定に当たり、高齢社会対策推進協議会ではどのような説明をしたのかということについては、高齢社会対策推進協議会及び専門委員会で、介護保険料の引下げに関する請願が市議会で採択されたこと、基金から7億円を取り崩し、保険料に充てること、国の介護保険料の設定方針を説明した上で、低所得者層については保険料を軽減し、高所得者層については増額となることを説明したという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、介護保険料基準額を今回引き下げたことは歓迎するものであるが、引下額が不十分であることや高所得者層の保険料を差別的に引き上げることには納得できないことから、本案2件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書と併せ、提出された「颯田子育て支援センター移転に関する交渉記録」及び「現地写真等」に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「移転予定の部屋の外にある大きな全面ガラス扉や本棚が危険である」ということについては、利用者が移転予定の部屋の外に出る際は、基本的に保護者が子どもと手をつないで、気をつけて共有スペースを利用していただきたいと考えているという答弁であります。

次に、「多目的トイレに幼児用の便器やおむつ交換台などの設備がない」ということについては、子ども用補助便座を市が購入する。おむつ交換台は可動式のパーテーションを部屋に設置し、その中で対応をお願いします。ベビーチェアがないことについては、保護者がトイレに行く際は子育て支援センター職員がその間、子どもを預かるといった対応を考えているという答弁であります。

次に、「窓や天井に雨漏りの跡、壁紙の剥がれやカビが生えている箇所、床にも剥がれや汚れがあり、衛生的に問題がある」ということについては、施設管理は適切に行っていたと考えており、衛生的に問題があるとは思っていない。しかし、利用者が気になるようであれば、クリーニングを行うことを検討したいと考えている。また、子どもが遊ぶ場所の床にはジョイントマットを敷くように考えている。今後も受託業者の意見を聞きながら、安全管理及び衛生管理に努めていくという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、颯田子育て支援センターの移転先の検討に当たり、当初は、颯田高齢者福祉センターには適した部屋がないと判断していたにもかかわらず、移転先候補地に決定したのはなぜかということについては、地元からの提案があり、受託業者と一緒に現地を確認したところ、懸念点については対応策を協議し、解消の見通しが立ち、最終的に、実際に現場で活動されている受託業者の方がこの場所を希望されたことから、移転先候補地に決定したという答弁であります。

次に、現在、颯田子育て支援センターがある颯田交流センター別館の大規模改修工事の工期はどのようになっているのかということについては、令和6年6月から令和7年2月までとなっている

いるという答弁であります。

次に、仮にこの議案が否決された場合、穎田子育て支援センターの事業はどのようなことになるのかということについては、穎田子育て支援センターの位置が変更できず、6月から大規模改修工事が予定されていることから、5月までしか事業ができないと考えているという答弁であります。

次に、穎田子育て支援センターを穎田高齢者福祉センターに移すに当たり、懸念点が幾つも挙がっているが、100%の安全性は確保できるのかということについては、懸念点にはできる限り対応し、新たな懸念点が発生した場合には、随時、受託業者と協議を行いながら、子どもにとって100%安全な場所になることを目指し、最善の努力をしていくという答弁であります。

次に、仮にこの議案が可決された場合、受託業者はきちんと受託事業をやっていただけるのかということについては、3月4日に受託業者と協議をした際、懸念事項を示した上で穎田高齢者福祉センターではできない旨の回答があったが、3月11日に懸念事項に対する市の対応策を回答し、改めて3月14日に市の回答に対する受託業者の意見をいただいたところで協議は止まっている。最終的に受託業者からの結論はいただけてないが、受託事業については継続して行いたい旨の話を聞いており、受託業者からの懸念点や意見に全て対応すれば受託事業を実施してもらえものと考えているという答弁であります。

次に、受託業者から懸念事項がかなり具体的に示されているが、市は対応をどのように考えているのかということについては、提示されている懸念事項で対応可能な部分は当然対応するが、対応が難しい部分は代替案等を提案するなどし、基本的に全ての懸念事項に対応できると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、穎田子育て支援センター移設について、現時点で受託業者との合意形成ができておらず、慌ただしく対応しようとしているが、子どもの安全対策はもっと丁寧に合意形成を図るべきであるため、本案に反対であるという意見や、穎田地区に子育て支援センターがあるということは地域にとって重要なことであり、存続させるべきであるため、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長が決するところにより、本案については、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、条例改正をするのはどのような理由からかということについては、現在、施設系、居住系及び多機能系の施設には身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録の整備が義務づけられているが、今回、厚生労働省令の改正に伴い、訪問介護、訪問看護、通所介護、居宅介護支援など全ての介護施設について記録の整備が義務づけられたため、条例改正に至ったという答弁であります。

次に、今回義務づけられる記録はどのような状況で利用するのかということについては、虐待の通報があり、施設に立入調査を行う際などにこの記録を確認し、緊急やむを得ない理由があったのか、また、必要以上の拘束をしていないかなどの判断に利用するという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター建物）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

「議案第22号」についてお伺いがございます。これは非常に重要といたしますか、しっかり考えるべき問題かなというところまでございまして、私の質問というのが、福祉文教委員会で、ご提出いただいた資料の中では、場所をどこに移すかに関して、令和5年4月から打合せをされたりですとか、令和5年9月26日に颯田高齢者福祉センターで現地確認して、ここに移すということが合意されたというふうに書いてございまして、この福祉文教委員会提出資料のお話と、今ご報告いただいた、なかなか飯塚市として受託団体のご意見を聞いていただけなかったというようなご報告をいただいたかと思うんですけども、福祉文教委員会へのご提出の資料と、今おっしゃっていただいたご報告というところが、少し食い違っている部分があって、そこはしっかり理解した上で、議案の判断に臨みたいなと思うんですけども。

ご質問としては、福祉文教委員会提出資料では、どこに颯田交流センターを移すかについては、令和5年4月から受託業者と保育課で議論があり、かつ、令和5年9月26日に受託業者と保育課で懸念点等を話し合っ、この場所に移転することを最終確認したとございまして、この点について、どういったご意見というか、ご説明をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

藤間隆太議員がおっしゃるように、食い違っているという感じは、委員会の中でも出たように思っております。あとは報告のとおりです。以上です。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

「議案第22号」というのは、飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例、この中身というの、子育て支援センターを颯田高齢者福祉センターに移すという内容が条例の中身と理解しております。すなわち、我々はここに移すかどうかというのを、議員として審議しなければいけない。

今、私がいろいろ見させていただいている情報の中では、子育て支援センターの受託業者の方から、安全面に不安があって、そこは改善すべきだというふうにお話をいただいている、これはもうプロの方がおっしゃるんだしたら、そうなのかなと思いつつも、やはり委員会資料で出てきた資料を読み込みますと、どこに移すかについては、1年以上の議論があって、そこで候補地としてほかに確保できる場所がないというお話があり、かつ、もうここでやっていきましょうという同意があった中で、議会がこの条例を否決してしまうと、1年間、市と受託業者の方が様々な交渉をして、ほかに場所があるかないか、あるいは、ここでやりましょうというお話があるので、現実問題としては、ほかに場所がないのであれば、この颯田高齢者福祉センターで行う。すなわち、条例を賛成した上で、後は、これだけ議論になっているので、しっかりと市の職員含めて現地を見たりですとか、幾ら安全に使うのかというところで。すみません、長くなってしまっ。すなわち、これは我々がやはり建設的に検討していこうとすると、この条例に賛成というか、颯田高齢者福祉センターでやった上で、どうやって安全確保すべきかというふうに考えるべきかなと、ぱっと思い浮かぶんですけども、この点は福祉文教委員会でどんな話があったのか、すなわち、この条例を否決したときにほかにどんな場所があったりですとか、賛成した上で補修したらいいんじゃないかみたいな、そういった議論があったら聞きたいなと思っ、ちょっと突然の質問で恐縮ですが、教えていただければありがたいです。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

その点についても議論がありましたので、ユーチューブ等でご確認をお願いいたしたいと思っ

ます。

○議長（江口 徹）

それについてはお答えください。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

まず1番目の質問ですが、「食い違っているという感じは、委員会の中でも出たように思っております」と私が答弁いたしました。訂正させていただきます。正確には、資料の中の業者との合意を得たことについて、委員会の中で確認は行っておりません。

次に、場所についてでございますが、颯田交流センターに移すことができなかつたのかという質問に対して、1年間、空けていただくことは相談させていただいておりますが、ほかのサークルや地元の方を高齢者福祉センターに代わっていただき、子育て支援センターを入れてくださいという要望は行っておりませんという答弁がありました。また、ほかの場所についての協議もやってほしいという要望はあっております。

懸念場所については、先ほどトイレ等の説明をさせていただきましたが、そのほかにも風呂、共有スペースについて、市と受注者側で協議中ですが、市としては全ての懸念事項に対応できるというような、市からの答弁はいただいております。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

3月4日の交渉記録について別紙で出ていますけど、委員会で。「③危険箇所があり、安心して運営できないので、支援センターとしては移転先では運営はできないとのこと。できないということは、契約を辞退されるのか、契約の辞退なので、違約金が発生すると思うが、それは了承しての辞退なのか確認すると、そこまでは考えていなかったの、持ち帰るとのこと。」を、受託業者さんが言われたみたいですが、市のほうとしては、きちんと、ここでできないんだしたら、辞退をしてください、契約ができませんということを伝えているんですか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

そのような答弁はあっていません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

私は、「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論いたします。福祉文教委員会の皆様には、審査していただき、ありがとうございました。

なぜ、早い段階でエアコンのみの改修でよいと結論づけず、どのような懸念事項があるのかを聞き取りできなかつたのか。早い段階で伝えることができなかつたのか。市が当初、移転に不適切だと判断した事項を受託団体に明確に伝えることができなかつたのか。いろいろな事情があり、市側、受託団体側、どちらも双方に意思疎通ができていなかつた。双方に配慮不足があつたということが認められ、今やっと協議が始まりました。始まったばかりでまだまだ協議の必要性を感じます。

疑問な点や、はっきりしていない点、現在の子育て支援センターでの運営は、あと9日しかない時点で、市は利用者にとって快適な環境を移転先に準備できるのでしょうか。できないと思います。改修してから移転するのではなく、施設を運営しながら改修するのか、どこまで安全面・衛生面に配慮ができるのか、はっきりしていません。不安を完全に取除けない施設を、移転先に指定できません。4月1日に運営できるという確実な計画が明確でないまま議会です承できません。

加えて、受託団体側が移転先で子育て支援センターを運営できるかどうかを確認できないまま、合意形成ができていないまま、議会です承できません。合意形成と安全確保は確認できませんので、議案に反対いたします。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

「議案第22号」に関して、賛成の立場で討論を申し上げます。これは非常に難しい問題だと思いますし、この議案が賛成になるにしろ、反対になるにしろ、飯塚市議会議員、皆様の立場としては、安全な子育ての場所をつくりたい、その思いは一致だと思っております。

一方で、ここであえて賛成討論に立たせていただいたのは、賛成するとて、一定のご配慮を今後ぜひお願いしますというところで立たせていただきました。

1つ目としては、まずは今回、施設の中で子育て事業を受託するという、そういった構造になっています。それに加えて、受託したエリア以外にも子どもが移動していく可能性がございまして、そういった所は、当然、受託したエリアに関しては、受託業者様がしっかりと、これまでに引き続き、子どもの安全を見ていただけるとて、子どもがそのエリアの外に出たときに関しては危険性がある。こういった事故が起こったときには、飯塚市が責任を負います。それに関して、子育てのプロとしていろいろ関わっていただける団体の方に、受託エリアの外に関しても様々なご提案を委員会でお出ししていただいていると思っております。そこは、予算がかかるものもあれば、予算がかからないものもある。

仮に、今回条例が可決されて、センターが移るとしても、それは手放しに、今まで受託業者様の意見を聞かないですとか、市の意見が正しい等ではなくて、仮に賛成になったとて、子どもの安全を守るための議論については、ぜひ市役所の皆様にも続けていただきたいと思っております。

その上で賛成の一番の理由としては、やはり1年間協議されてきて、ほかの候補も見られたりですとか、正直申し上げて、この場所が最終的に賛成であるという意思決定が市と受託業者にあったかどうか、ここは最後まで不明でございます。ただ、この場所でやりたいという意思を市として提示して議論してきた中で、一定、市のご判断というのを尊重する立場から、場所を移すことに対しては、賛成の意を示したいと思っております。

ただ、繰り返しになりますが、仮に場所を移すとて、当然、子育て受託事業の範囲については、こういった安全性を確保するために、この予算がかかりますとあれば最大限踏まえていただきたいですし、その受託の範囲以外のその他の施設に関して、その安全性のご要望があれば、子育てに関わってきたプロの意見を市としてしっかりと聴くという形で、引き続き、子育てが安全な場所できるようにご配慮いただければと思っております。

以上で、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第5号」、「議案第22号」及び「議案第23号」に反対の立場から討論を行います。

まず、颯田子育て支援センター条例改正案についてであります。これは現在、颯田交流センター別館（旧サンシャインかいた）内にある颯田子育て支援センターを、4月1日をもって、颯田高齢者福祉センターに移転するためのものであります。移転が必要な理由は、颯田交流センター別館（旧サンシャインかいた）の大規模改修工事を、総事業費3億5千万円余をかけて、6月着工で来年3月まで行う。このことに伴うものとの説明であります。

福祉文教委員会は3月5日に、本会議で付託を受けて、3月7日に続いて、昨日3月18日と審査を行いました。私は、福祉文教委員会では、幾つかの点を指摘する反対討論を行いました。

今朝、関係の皆さんからの要望書を受け取りました。各議員も受け取られたのではないかと思います。要望の趣旨の第1は、颯田高齢者福祉センターありきで、性急に決めるのではなく、いま一度ほかの場所での開設を選択してはいただけないか。第2は、その検討の上で、颯田高齢者福祉センターに移転するのであれば、ハード面で安全な環境を、衛生面での不安のない快適な環境をしっかりと整えていただくこととなっています。この際、その文面を紹介したいと思います。

「颯田子育て支援センター移転問題について

このたびは当支援センターの移転問題に際し、我々からの声を議員の皆さまに直接お伝えする必要があると考え、文章を作成いたしました。

移転を目前にこのような声を上げるということは、それだけ大きな問題であると思っていただけないでしょうか。

颯田子育て支援センターは令和5年12月に、現在の施設の改修に伴う移転があることを承知した上で受託の契約をいたしました。明確にしておきたいのですが、その時点では移転先については記載されていませんでした。それ以降、颯田高齢者福祉センターが選択肢に挙がった時点で市側といろいろな話合いと検討を重ねてまいりました。懸念箇所についても提言いたしました。

それでも、ここに至っても理解していただけていないと感じている点を挙げさせていただきます。それは既存の高齢者施設に乳幼児親子が共存することの難しさです。

高齢者の楽しみであるお風呂は幼児にとって危険な場所となる。

マッサージで体をほぐす健康器具は子どもにとって魅力的な物になり事故を引き起こす。

年配の人にとって手の届きやすい・操作しやすい物は、幼児にとってもたやすいことであり、逆に言えば幼児に扱えないようにすれば年配の方にも扱い難い。子どもは大人が止めても走り回る、登る、飛び降りるのが普通。

センターを利用する方々は聞き分けのよいおとなしい子ども1人を連れて遊びに来るとは限りません。1人の親が大量の荷物を抱えて3人の子どもを連れて遊びに来ることをイメージしてください。発達障がいなどいろいろな特性を持つ利用者さんも多く、特性を持ったきょうだい児を連れて来る方もいます。体格がよく体力のある子が衝動的に若い親でも反応できない速さで動き回ることを知ってください。親がいるから大丈夫、高齢者の方がフォローしてくれるから大丈夫と簡単に考えないでください。

今まで支援センターを長く運営してきた私たちは、颯田高齢者福祉センターで子どもの命に係わる事故が起きることを、子どもたちと空間を共用することで高齢者の方が転倒などの事故が起きることを恐れています。利用者の方々からも、あの施設なら怖くて利用できない、元気過ぎて迷惑をかけるから遊びに行けないなどの切実な声が私たちに多く届いています。

私たちスタッフや利用者の声を今からでも直接聴いていただけないでしょうか。

今、この時期にこの問題を改めて提言する無謀さは我々も重々理解しています。それでも高齢者がゆったりと過ごせる環境を奪ってまで、子どもや高齢者の安全を確保できない場所に子育て支援センターを移転することを、颯田高齢者福祉センターありきで性急に決めるのではなく、いま一度、他の場所での開設を選択してはいただけないでしょうか。

その検討の上で、颯田高齢者福祉センターに移転するのであれば、「支援センタースタッフ・利用者親子・居合わせた高齢者・福祉センター職員がそれぞれ気をつけカバーし合ひましょう。だから安全です」ではなく、例えるなら新幹線のホームドアのように、ハード面で安全な環境をしっかりと整えること、そして1年の仮施設とはいえ、現在の子育て支援センターのように衛生面での不安のない快適な環境を整えていただきますよう強く要望いたします。」

となっているわけでありませう。

市議会、私たちは、子どもの安全に関わるという点で、どういう局面を迎えているのでしょうか。

私は、第1に、この間の子育て支援センター関係の皆さんが切実な思いで、市役所に協議を申し入れたこと、それに対し、市役所が気がつかなかったことが多数あって、回答をしようとしていること。その一つ一つを見ても、この協議の中で安全対策の課題が幾つも明らかになっていることを確認したいわけでありませう。

第2に、関係の皆さんから3月4日に協議書が提出されて、7日の福祉文教委員会を経て、飯塚市役所は11日になって回答書を出しています。これに対して、関係の皆さんからは、14日の夕刻と聞きまされたけれども、文書でさらに協議書の提出があつていませう。昨日、福祉文教委員会前に、市の担当課に対して、口頭により要望もつけ加えられ、そして、本日の先ほど紹介しました市議会議員宛ての要望書が出されるという経過があつていませう。つまり、現在、市議会はこの条例改正を審査している最中でありませうけれども、同時に飯塚市役所と関係者の皆さんの中での協議が現在続いているということ。そして、つまり、現在、合意形成はなお図られていないけれども、その展望はないことはないということでありませう。飯塚市役所は、3月18日、昨日の福祉文教委員会で、4月1日、条例施行日ですけれども、4月1日までの合意形成について、自信があるというふうに言い放つたわけだ。ところが、本日の市議会議員に対する要望書がこのように出ているわけだ。要するに、今回、設置場所を変更する条例改正案は、既に議案上程の要件を獲得していないということが明らかになったのではないかと私は思うわけだ。

それでは、今後の事態打開のために、この局面を迎えてしまった要因は何かということをおもひすることも重要だと思ひませう。私は3点を挙げたいと思ひませう。

第1は、市役所の安全対策の配慮に深刻な認識不足があつたのではないかと。関係の皆さんから様々に指摘をされなければ分からないというようなありさまでよいのかという問題だ。これに加えて言うならば、私が本会議の議案質疑で聞きまされたけれども、耐震の状況が旧サンシャインかいたにしても、福祉センターにしても分からないという状況のままだったということは象徴的でありませう。

2点目は、市役所が発注者としての優位な立場から、関係の皆さんに合意を押しつける傾向があつたのではないかと疑う十分な言動が委員会の中でもあり、それは随分に委員からも指摘があつたところでありませう。

3点目は、4月1日を期限と決めていることが、この2つの問題に拍車をかけているというふうにも思うわけだ。

それでは、今後どうすればよいのかという点で言えば、基本的に子どもの安全の対策の問題について、関係の皆さんとの合意を図り、議会が責任を負える状態であるべきだと思ひませう。その点で言えば、こういう状況を迎えた要因、3点指摘をしまされたけれども、これについて、打開を図らなければならないということになります。

条例改正案そのものについて、どう考えるかということについては、1点目は、条例改正をし

なければ、当分の間は今までどおり子育て支援事業は現地で現状のまま継続できるということですし、子どもの安全対策は、もう少し落ち着いて、チェックしながら、改善しながら、別の施設を探すということも含めて、合意形成を丁寧に取り組むことができるのではないかと考えるわけです。

一方、4月1日移転という本条例改正案を通してしまえば、市役所はこれから僅か10日間のうちに慌ただしく対応しようとするでしょう。そのことはかえって子どもの安全対策をおろそかにしてしまう、拙速に陥ってしまうのではないかと考えるわけです。

3点目については、そもそも旧サンシャインかいたの大規模改修は、繰り返しになりますが、3億5千万円もかけるような事業で、それ自身は地域住民の福祉の拠点を整備するものなのに、その名の下に子どもの安全対策に不十分さが認められる状況のまま、移転を押しつけてよいのかという問題です。工事の日程は、4月、5月の入札の後、6月から着工ということであります。その間に十分な協議を行い、他施設を探すことも含めて考えることができるのではないのでしょうか。もし仮に、6月の工事までにそれが間に合わないという状況になったときはどうするのかという疑問があると思います。日本共産党は、子どもが第一だと考えるわけです。私たちは、市役所が住民福祉のための公共事業を様々な理由で先延ばしにしてきたのを見てきたし、それを正当な理由がある場合は認めてきたと思うわけです。そういった点から言えば、今回の条例改正は、現段階で本市議会が認めなければならないという理由はないと思うわけです。

次に、令和6年度 介護保険特別会計予算案と介護保険条例改正案について述べます。介護保険料について、その基準額を今回、引き下げたことは、制度発足以来、24年間の経過の中で初めてのことであります。これについては、飯塚市が独自に高齢者の生活実態なども考慮しながら、負担をできるだけ避けようと、狭苦しい難しい制度の中で努力された面もあります。本市議会が請願を採択したこともあります。それらを求める高齢の皆さんの飯塚市の介護保険料は幾ら何でも高過ぎるという声が根底にあるわけです。

私は、基準額引下げそのものについては歓迎するものです。しかし、次に述べます幾つかの点については、どうしても納得いかないのであります。この際、指摘しておきたいと思います。

1点目は、引下げが不十分であるということです。今回、引下げにおいても、ほかの自治体の詳細が分からないという局面がありますけれども、県下でも最も重い負担の水準になるということであります。ある自治体は、6500円以上は基準額を絶対にしないということをし、執行部が議会に明言し、その範囲の中でサービスを終わらせるということではなくて、必要な場合は、基金からの支出も考慮すると議会で答弁しているわけであります。必要な方が、必要なサービスを、必要なときに受けられる。これが介護保険の原則です。

2点目は、国は、自らは責任あるまともな財政的な支援策を行わず、苛酷な負担を保険者、高齢者、介護労働者に押しつける方向性に従っています。低所得層には引下げ、高所得層には引上げというような議論があるわけですが、本市において引き上げてよいというような高所得層が形成されているのでしょうか。しかも、福岡県で自治体としては一番高い水準にあるわけです。今回の場合は、高齢者全体の保険料の積み上がりによった介護給付費等準備基金10億円超えの活用が財源となっています。今、申し上げました介護保険料基準額の引下げによって、あるいは段階の改変によって、多くの方々が介護保険料引下げになるわけですが、介護保険料引上げになる方々がおられるわけです。433人、1%の見通しとの説明です。この層だけを差別的に引き上げる政策を取るとするのは納得いきません。福祉文教委員会で、そのための財源はどのくらいかと聞いたところ、約3千万円ではないかというアバウトな答弁がありました。ここで、3年後の、先ほど述べました介護給付費等準備基金、現在、10億円を超えているわけですが、基金残高目標を3億円とする根拠は特にありません。過去の場合は2億円弱、あるいは8期の場合は2億5500万円という計画目標にしていたことを考慮すれば、3億円とする根拠は特にありません。いま一步の基金活用、これに加えて市の支援を行えば、福岡県で最も高い水準を引き下げて、高齢者の皆さんを応援することができると思うわけです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

非常に悩みましたが、私は「議案第22号」に関して、賛成の立場で討論いたします。まず、私個人としては、穎田子育て支援センターに関して、現受託事業者様に引き続き事業を行ってほしいと思っております。その上で討論いたします。

委員会でも申し上げましたが、この議案が否決になった場合、現施設において、4月、5月で緊急で運営をしていただいて、その間、協議をしていただくわけですが、協議が難航して結論が出なかった場合、工事が始まるため、6月からは穎田子育て支援センターが宙に浮く可能性を私は考えております。そうなった場合、1年弱、当事者である利用者の居場所自体がなくなるおそれがございます。それは一番避けなければいけないと思っております。であるならば、この議案を可決し、場所を明記した上で、きちんと協議していただくことがお互いにとって建設的と考えます。

本議案は圧倒的に協議不足と思っております。まだ、市側と受託者側で協議する余地があると私は判断いたしました。

最後に、本市にお願いにはなりますが、4月1日スタートありきではなく、社協ありきではなく、その上で、社協で行うのか、どうするのか。別の場所では本当にできないのか。少し時間をかけてお互い歩み寄り、子どもの安全を第一とした結論を出していただきたいと存じます。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、否決であります。よって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第32号 財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター建物）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

協働環境委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、被保険者の対象人数のピークは、令和6年9月の推計として2万1298人を見込んでいるとのことだが、予算規模のピークも同時期と考えてよいのかということについては、予算規模と被保険者数は比例するため同時期になり、被保険者数が減少すると予算規模も減少するものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、会員になるとどのような利点があるのかということについては、会員は、施設を専用利用していない日であれば何回でも利用でき、月5回以上利用する方は会員になるほうが使用料が安くなる。申請については施設内のクラブハウスで手続きすることを考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回のし尿処理手数料の料金改定の協議は、主に3つの組合の代表者と飯塚市、嘉麻市、桂川町の担当課職員で行い、最終的には2市1町の関係業者も合意したとのことだが、2市1町とも同額での改定なのかということについては、一般廃棄物の処理をふくおか県央環境広域施設組合で行っていることから、料金を統一し、令和6年8月から改定する予定であるという答弁であります。

次に、今回の料金改定は1荷36リットル当たり50円増だが、組合からは150円増の要望があったと聞いている。今後の手数料改定をどのように考えているのかということについては、今後、定期的に事業者と協議の機会を設けることとしており、料金体制の在り方等も含め、慎重に協議・検討していく必要があると考えているという答弁であります。

次に、料金改定の影響を受ける人口はどれくらいか。また、対象者にはどのように周知するのかということについては、対象人数は2万5964人であり、議決いただいた後、ホームページに掲載し、5月から6月にかけて許可業者と協力して対象世帯にチラシを配付し、7月の市報にも掲載する予定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、スマートフォンにマイナンバーカードの電子証明書の機能を搭載することでサービスの利用ができるとのことだが、スマートフォンの操作が苦手な高齢者等にはどのように対応するのかということについては、本サービスの提供を市報やホームページで周知を図り、スマートフォンの操作が苦手な方については、市民課窓口で対応することを考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第4号」、「議案第6号」、「議案第19号」及び「議案第26号」に反対し、討論を行います。

国民健康保険特別会計については、国保給付費等準備基金は、2023年度末8億2273万2千円、2024年度末7億2773万4千円見通し、2025年度末でも7億3千万円もの見込みとのことであります。基金だけ見ても財源は十分にあるのに、高過ぎる国民健康保険税の引下げがないままであります。一般会計からの支援を充実すべきです。

また、紙の保険証の廃止は中止しなければなりません。

後期高齢者医療特別会計については、1人当たり8千円もの保険料の引上げが反映しています。後期高齢者医療広域連合議会は、2月14日、保険料の引下げを求める年金、社会保障、医療の関係団体が提出した請願を否決し、大幅引上げを賛成多数で可決したのであります。広域連合が持つ運営安定化基金と財政安定化基金の活用を増やし、引下げを図るべきであります。

体育施設条例の一部改正は、穂波東グラウンドの管理を安易に指定管理者に任せることに疑問があります。

廃棄物の減量及び処理の適正化に関する条例の改正は、し尿処理手数料を1人につき16.7%、加算額は12.1%の引上げを8月1日から実施し、市民に新たな負担を求めるものであります。市の責任で委託業者の経営支援と労働者の処遇改善を図るべきです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」及び「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

経済建設委員会に付託を受けました議案18件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」及び「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、以上3件については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、職員給与費が減額となっているが、職員数に変わりはないのかということについては、配置される職員の年齢による減額であり、職員数は変わらないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、造成事業予算を計上している栗尾工業団地と飯塚あかね工業団地は、企業の進出希望はあるのかということについては、栗尾工業団地の2区画のうち、1区画は、株式会社岡崎製作所の誘致が着実に進んでおり、もう一区画については、複数の企業から問合せ等がある。飯塚あかね工業団地を含む本市全体では、一定数の企業から問合せを受けているという答弁であります。

次に、飯塚あかね工業団地は、炭鉱跡地であるが、同様の炭鉱跡地を以前に整備した鯉田工業団地は、浅所陥没などの問題は生じているのかということについては、鯉田工業団地の整備後、問題は生じていないという答弁であります。

次に、飯塚あかね工業団地の造成予定地は、日鉄鉱業株式会社の炭鉱跡地であるが、浅所陥没等の可能性のある土地は含まれているのかということについては、所有者の日鉄鉱業株式会社から、地盤について情報開示を受ける中、浅所陥没の可能性のある土地は全体敷地面積25.2ヘクタールのうち8.9ヘクタールほどあることが確認できており、今後の基本設計において、鯉田工業団地の整備を参考にしながら、敷地の活用について、工夫していくという答弁であります。

次に、熊本県に半導体関連の企業が進出しているが、本市における半導体関連の企業誘致はどのように考えているのかということについては、経済産業省や福岡県との連携の下、小郡インターチェンジをアクセス道路として、北部九州で半導体製造装置関連企業の誘致に取り組みたいと考えている。また、福岡空港及び北九州空港から車で1時間、関西圏までは車で8時間という立地を生かし、半導体をはじめとした物流機能の誘致や、九州工業大学と近畿大学の2つの理工系大学による産学連携の魅力を生かした企業誘致に取り組んでいきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」、「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」、「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」及び「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」、以上5件については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」、「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」、「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」及び「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、以上5件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、同じ場所の道路で市道認定としているが、全体的に道路の幅員を拡幅しているのかということについては、既存道路は拡幅しておらず、新たに延長24.3メートルの道路を新設しているという答弁であります。

次に、開発行為の許可条件において、進入路の幅員としては問題ないのかということについては、建築基準法に係る接道は県道となっており、県道に接続する既存道路は条件となる最低4メートルの幅員を満たしている。また、新設道路の幅員は開発基準による6メートルを確保し、既存と新設道路を一体として市道認定を行うものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第7号」、「議案第9号」、「議案第11号」、「議案第13号」及び「議案第16号」に反対し、討論を行います。

小型自動車競走事業特別会計は、オートレース、公営ギャンブル事業を民間企業に包括的に一括して委託することは認められません。総事業費36億円のメインスタンド整備事業には、その必要性について市民の共感は得られていないのであります。

工業用地造成事業特別会計は、新たな工業団地造成について、栗尾工業団地2億2597万円、飯塚あかね工業団地3億7250万円と、新年度なっています。必要性を含めて計画の検討が不足していないか。地域住民の合意の形成の努力はどうか。特に、飯塚あかね工業団地は日鉄鉱業

から炭鉱ボタ山跡地周辺の用地を取得するに当たり、鉱業法第109条と矛盾する契約を交わすことが認められないのは当然です。

鉱業法第109条第1項は、「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は坑煙の排出によって他人に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時における当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。」とあります。

三菱マテリアルから炭鉱ボタ山跡地を取得した鯉田工業団地造成と企業誘致の経過から、本市は苦い教訓を明らかにしておくべきであります。

水道事業会計予算は、市民には事前に情報を提供せず、意見も聞かず、強引に進めた水道料35%アップの反映があります。上下水道事業等あり方検討業務委託料1006万3千円、水道施設等最適化検討業務委託料3895万4千円は、委託料が新たな値上げを前提にすることはないか、懸念があります。

また、水道事業の一括民間委託は、現在、10か年契約となっており、委託業者との不適切な関係も心配されます。水道事業の民営化への踏み込みは認められません。本市の水道事業の課題に関して、水道法の目的、国及び地方公共団体の責務を果たすために、公正で民主的な開かれた運営に立ち戻るべきであります。

市立病院事業会計予算は、市立病院を市民の命と健康を守る地域医療の拠点病院として、市民に親しまれる病院として発展させることが重要です。地域医療振興協会を指定管理者としていますが、国には市立病院の維持と充実にしっかり責任を果たすべきであります。国が筑豊労災病院の廃止を打ち出したのは2003年、筑豊労災病院の存続と地域医療の充実を求める住民や医療関係者、行政、議会の取組の戦いにもかかわらず、国は廃止を強行しましたが、関係者の多大な努力によって2008年、市立病院として存続することになりました。国には、市立病院について特別な責任があるにもかかわらず、2019年9月には統廃合対象病院一覧に書き込みました。市議会は、市立病院を対象リストから外すよう求める意見書を国会と政府に送付しました。感染症対策、救急医療、地域医療連携において大きな役割が高まっていますが、今日まで対象リストから削除したとは聞いておりません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」、「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」、「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」、「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」、「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」及び「議案第36号 市道路線の認定」、以上7件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案7件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。

令和6年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第3号」を議題といたします。

「令和6年度一般会計予算特別委員長の報告」を求めます。9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

本特別委員会に付託を受けました「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、一般管理費、職員給与費について、会計年度任用職員は、令和2年度から比較すると人数で約300人、金額では7億円ほど増加しているが、増加した原因、どのように分析しているのかということについては、コロナウイルス感染症対策により増員となっており、同感染症が収束後も学校の支援補助やスクールサポートスタッフなど事業を継続して行っている。また、さらには国からの事業量が増えたことにより、増員となっているという答弁であります。

次に、国からの事業により人件費が占める割合が大きくなっていることを懸念しているが、どのように考えているのかということについては、人員配置を最適化するには、全体の業務量を定期的に把握する必要があると認識しており、業務改善やデジタルトランスフォーメーションに取り組み、生産性を向上させることで、人件費の抑制に努めていきたいと考えているという答弁であります。

次に、一般管理費、人事管理運営事業費について、新規採用職員が環境の変化により戸惑いを感じると思うが、どのように対応しているのかということについては、入庁直後に接遇研修を含む公務員として理解しておくべきことを研修するほか、採用3か月後と年明けの2回、新規採用職員の体調を含めた状況の相談ができるように保健師による面談を実施し、また、これ以外にも適宜、保健師へ相談できるようにしていることや職場指導員からの指導・助言を受けられるようにしていることから、職員のメンタルヘルスや日々のスキルアップに効果があるものと考えているという答弁であります。

次に、男女共同参画推進費、その他の男女参画推進費について、イクボス女性活躍推進講演会は、どのような内容なのかということについては、イクボス宣言事業所が、令和6年1月現在、104社となったことから、イクボス宣言事業所が一堂に会する講演会を企画しており、嘉飯圏域定住自立圏の嘉麻市、桂川町とともに広く啓発していく内容となっているという答弁であります。

次に、民生費、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、社会福祉協議会の補助金は、どのような位置づけで交付しているのかということについては、社会福祉協議会の法人運営事業や、同協議会が実施する事業に対する補助金と認識しているという答弁であります。

この答弁を受け、社会福祉協議会は、本市が行う福祉事業の補完的役割や、市と連携して地域の福祉に関する事業を行うものとするので、平成23年度から変わっていない補助金額の積算根拠や用途について十分検討してもらいたいという意見が出されました。

次に、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、障がい者当事者団体等活動補助事業は、交付要綱に従い以前から3団体に対し補助金を交付しているとのことだが、今後、様々な団体が自由に活動できるような補助金とする考えはあるのかということについては、団体の活動を活発化し、障がいのある方の社会参加と自立の促進を図れるよう制度の見直しを予定しており、今後、当事者団体の意見を聞きながら、新たな要綱を作成したいと考えているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、令和6年4月からこども家庭センターを設置するということが、新たな体制によって強化される点はあるのかということについては、マネジメントの責任者として、センター長の配置と併せ、母子保健機能及び児童福祉機能

が適切に連携・協力できるよう双方の業務について十分な知識を有する総括支援員を配置し、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施していくという答弁であります。

次に、子どもの権利擁護啓発委託は、公立保育所の3歳児から5歳児及び保育士を対象に暴力防止プログラムを実施するとのことだが、保護者を対象としていないのは、どのような理由があるのかということについては、先進自治体への視察、プログラムを提供している団体へのヒアリング等を通して、就学前の児童を対象とすることが最も効果が高いという意見や、家庭以外で児童の様子を最も近くで見ている保育士の気づく力を高めることを重視している。保護者を対象としたプログラムは想定していないが、今後の効果検証も含めて、公立保育所から実施し、成果も見ながら方向性を検討していきたいという答弁であります。

次に、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、本市独自の保育料無償化は、どのような内容なのかということについては、最年長者を年齢にかかわらず第1子、その下の子を第2子とし、第2子以降の3歳未満児、この場合、3歳未満児には満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を含むが、その児童の保育料を完全に無償化するものであるという答弁であります。

次に、この事業は、国や県からの補助金を活用するのかということについては、本市の単独事業であるため活用予定はないという答弁であります。

次に、青少年対策費、子育て支援事業費について、緊急ファミリーサポートセンター事業は、どのような内容なのかということについては、病児・病後児を対象とし、看護師等の資格を持つ専用アドバイザーを事務局に常時配置すると同時に、会員とのマッチング等の調整を行うものである。また、早朝や夜間の時間帯においても、延長して対応できる体制を想定しており、緊急時にまかせて会員宅での対応ができない場合に備えて、事務局を一時預かり場所とするなどの対応を行うこととしているという答弁であります。

次に、衛生費、保健衛生総務費、その他の保健衛生総務費について、飯塚急患センターが行っていた小児科休日・夜間診療は、どのような理由から飯塚市立病院が選定されたのかということについては、飯塚急患センター運営協議会において、今後の急患センターの在り方について検討した結果、小児科の休日夜間診療を実施する要件として、救急医療のノウハウがある医療機関であること。駐車場、診察室、待合室のスペースが十分に確保できる医療機関であること。住民等の利便性、認知度が高い医療機関であること。検査器具等がそろっている医療機関であること。小児科の医薬品が取り扱える医療機関であること。小児科に習熟した看護師、薬剤師の配置が可能な医療機関であることが挙げられ、それらに該当する医療機関として飯塚市立病院が選定されたという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、その他の農業振興費について、有害鳥獣被害防止対策事業は、どのような内容なのかということについては、侵入防止柵の整備支援については国の事業を活用しているが、国の制度では行き届かない点を市独自で支援するため、1戸または2戸以上の耕作者が侵入防止柵に要した経費の一部を補助するとともに、国の事業を要望していたが予算の都合により不採択となった農家の侵入防止柵に係る費用の定額を補助するものであるという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、その他の商工業振興費について、地域雇用活性化推進事業は、市内の中小企業に就職するような環境がつけられているのかということについては、令和4年10月から令和6年1月の間で147名の就職者があり、そのうち146名が市内の企業へ就職している。今後も市内企業の魅力を求職者に伝えるため採用力向上の講習会等を実施し、企業と求職者とのマッチングを実施していくという答弁であります。

次に、観光費、サンビレッジ茜整備事業費について、今後、大規模な改修が必要となってくるようだが、本市は、サンビレッジ茜の在り方についてどのように考えているのかということについては、サンビレッジ茜は、施設全体の老朽化が著しく、施設存続のためには大規模な改修が必

要となっている。レジャーやレクリエーションの多様化によって利用者数も減少傾向にあることから、総合的な見地で施設の在り方、方向性を定め、その必要性を含めて整備方針を策定する必要があるという答弁であります。

この答弁を受け、整備方針を策定する際には、イニシャルコストとランニングコストを考慮し、整備費用が莫大となれば、施設廃止の検討も含め、様々な可能性を探ってもらいたいという意見が出されました。

次に、土木費、土木総務費、定住化促進事業費について、移住・定住に関する補助金は、筑豊地域外からの移住者という要件がなくなれば、人口が増えることで地方交付税も増加するのではないのかということについては、定住自立圏構想がある中でも、定住人口の確保は本市に課せられた大きな課題であり、筑豊地域から人口の流出を防ぐものとも理解している。全くもって同じ取扱いをするのかということも含め、今後、前向きに検討してまいりたいという答弁であります。

次に、教育費、学校管理費、その他の学校管理について、電話機自動応答装置は、音声ガイダンスにより、常態化されている教職員の時間外勤務が緩和されるということだが、試行導入をしている市内4か所の小学校では、問題は起きていないのかということについては、試行導入から2か月が経過しているが、保護者等からの苦情やトラブル等の報告はされておらず、教職員の働き方改革等への理解が示されているものと考えているという答弁であります。

次に、公民館費、コミュニティセンター改修事業費について、イイズカコミュニティセンター内の3階にあるサンクスホールの改修工事は、どのような改修内容としているのかということについては、サンクスホールは、現在、男女共同参画推進センターサンクスの一部であるが、イベント開催時以外は利用頻度が低いことから、来館者が図書館や貸室以外でも自由に利用できるスペースとして整備することとしているという答弁であります。

次に、歳入の基金繰入金、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金について、財政調整基金と減債基金の残高は、減少傾向になっていくということだが、今後の財政運営の持続性を維持するには、どのように考えているのかということについては、本市の財政は、人口減少が進む一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、物価高に対する対応、さらに今後の大型投資事業を控えており、財政運営上の課題が顕在化していくものと考えている。令和6年度末の財政調整基金の残高は約31億円と見込んでいるが、近年では財政調整基金を約26億円から37億円繰り入れて予算編成を行っており、これまでの行財政改革の取組と現状を踏まえ、より一層、行政経営に取り組んでいきたいと考えているという答弁であります。

次に、地方債について、小中一貫校の整備に当たり、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業や、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業では、交付税措置率の有利な地方債を活用したとのことだが、借入の条件であった統合後施設の供用開始から5年以内に施設を廃止できない場合、財政に与える影響は、どのようなものになるのかということについては、小中一貫校飯塚鎮西校の地方債残高は、約22億4千万円、小中一貫校穂波東校の地方債残高は、約12億8千万円となっており、施設が廃止できない場合は、国等の変更協議を経て、一括での繰上償還、もしくは交付税措置のない地方債への借り換えを迫られる状態へとなっていくという答弁であります。

この答弁を受け、合併後は職員の削減などで積み上げてきたものが、今ではいろいろな投資に回り、財政調整基金も枯渇してきている。今後の行政運営においては、市長をはじめ市職員を先頭に、要らないものは出さないといった努力をしてほしいとの意見が出されました。

このほか、審査の過程において、ふるさと納税返礼品のさらなる広報活動、筑穂保健福祉総合センターの健康器具の整備、避難行動要支援者に対する課題解決、重層的支援体制整備の充実、敬老祝品支給事業の見直し、ヤングケアラーの実態把握、保育士確保のための募集方法の研究、子ども医療費の自己負担廃止、保育士の賃金底上げのための施策、ひとり親家庭等日常生活支援の相談体制、児童クラブ遊戯室へのエアコン設置、乳幼児健診の完全集団検診化、両親学級とマタニティ教室の事業の明確化、鳥獣被害対策実施隊員の報酬拡充、ため池ハザードマップの早期

作成、健幸都市へのさらなる推進、キャンプ区画の貸出サービス、人権啓発事業委託に係る消費税納付の調査、過疎対策事業の精力的な取組、颯田交流センターの利用者意見の反映等について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の新年度予算案は、市民要求が一部反映された面があるとはいえ、福祉の増進を大胆に進めるどころか、逆に削減し、大型事業や補助金、委託料、一部企業との協定など、新たな無駄遣いを呼び込む傾向があることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

令和6年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの予算特別委員長の報告にありました「議案第3号」に反対の立場から討論を行います。

まず、基本点についてであります。「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」、地方自治の本旨が住民の福祉の増進を図ることを踏まえた、第1次から第2次にわたる総合計画によるまちづくりの18年間は、「失われた30年」と指摘される困難との格闘の中にありました。この間、暮らしと平和を守るために、市民の取組が営々と続けられたのであります。今後のまちづくりと市政運営に生かすべきであります。

国政においては、国際情勢において深刻な逆流が生まれる中、平和ではなく、戦争の準備を進め、社会保障を脅かす政策が自公政権によって進められ、国民との矛盾を鋭くしています。自民党派閥の政治資金パーティー券をめぐる裏金は、誰によって、何のために、どのようにつくられ、何に使われたのか、国政、さらに地方政治はゆがめられなかったかなど、国会の証人喚問などにより、全容解明が求められる事態となっております。現在、本市の市政運営は、これまで当たり前のように進められてきた、国の言いなりのやり方、一部の勢力に引きずられるやり方をきっぱり改め、地方自治の本旨に基づいて住民の福祉の増進を図る方向へ、大きく切り替えるべきときを迎えています。

地方自治の本旨の実現のためには、日本国憲法第15条によって立った、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とする、公務員の自覚と規律を今思い出すべきであります。

しかるに、武井市長の施政方針と新年度予算案は、市民要求が一部に反映された面があるとはいえ、福祉の増進を大胆に進めるどころか逆に削減し、また、大型事業や補助金、委託料、一部企業との協定を通じた一部勢力とのなれ合いと市役所内の惰性が肥大化し、新たな無駄遣いを呼び込む傾向さえ見えるのであります。これらは本市の教育委員会、企業局のみならず、広域行政へも影響を及ぼしかねません。

一般会計は、今年度2月補正後943億7557万2千円、新年度当初予算規模は809億3100万円であります。1%を工夫すれば、8億円から9億円の新たな財源を生み出し、暮らしの応援に生かすことができるのであります。暮らしの応援に関わる視点からは、物価高騰の下、学校給食費、子ども医療費の保護者負担軽減が維持され、今回予算において、保育料の保護者の負担軽減が一步進んだことは、長年にわたる市民の努力が全国の動きと結びつく中で実現した前向きの変化として歓迎するものであります。

学校給食費、子ども医療費、保育料、児童クラブ利用料の負担ゼロについては、予算規模の1%程度の財源で十分実現できるのに、しっかりした検討はまだ見られないままであります。介

護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、水道料の負担は、市民の暮らしと営業を圧迫し続けていますが、市民応援はないままであります。ごみ袋代のさらなる引下げが求められます。

武井市長が11月の市長選挙の選挙公報で掲げた4つの公約は、すでに実現の見通しが生まれていたものばかりであります。保育料の第2子までの無料化は、9月議会への請願提出の段階で準備が始まり、市長候補の多くが公約に掲げ、12月議会で市議会で請願採択という経過があります。

ところが、市民の多くが現金で支給をと訴えた生活応援クーポン券再発行は、国の動向を見守るとして、予算計上がありません。

農業者支援や運送業者支援は、JAふくおか嘉穂や福岡県トラック協会嘉飯山分会の文書による要望を取り上げた私の質問に、経済部長は、昨年6月議会で、農業者、農業団体の声を伺う、9月議会、燃料費高騰対策についても検討すると答弁しました。これを公約に盛り込んだ武井市長の最初の12月議会では、できるだけ早期に実現できるよう努めるとまで部長は答弁しました。ところが、これも予算は計上されていないのであります。国の臨時交付金が繰り越して使えることが分かっていたのに、重点公約を掲げた武井市長自身が予算計上を認めなかったわけでありませぬ。武井市長は、生活応援クーポン券、農業者、運送業者の支援について、公約違反だとの市民の怒りの声にどう答えるのでしょうか。

公正で透明な市政運営の視点からは、新体育館移動式観覧席入札、旧鎮西中学校跡地売却、部落解放同盟への補助金、NPO人権ネットいづかへの委託料、さらに麻生情報システムと一体となったダイワボウ情報システムとの協定など、歴代市長を含む市幹部と政治家、事業者とのなれ合いが、市政運営と予算編成をゆがめる事態がどこまで広がっているか。是正のために何が必要か。市役所内部の真剣な自己検討とともに、その真剣で厳格なチェックは市議会の責任となっています。大型事業の設計委託、市有地売却の鑑定は、不適正な行為が入り込む隙間がないように厳しくチェックするためのシステム改善が必要です。

武井市長が選挙において、どういう政治家からどういう支援を受けたか。公職選挙法違反で訴えられた事業に関し、公正で透明な市政運営の決意を私はまだ聞いたことがありません。きれいな政治でなくては、暮らしの応援は進みません。

地方自治法は第211条において、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない」と規定しています。予算の調製の権限と責任は市長にあります。調製に当たっては公正性が保持されなければなりません。

予算特別委員会における審査の過程では、予算計上に不可欠な根拠が説明できない。予算関係資料を提出できないなど、予算編成の在り方、真剣さが厳しく問われる事態まで明らかになりました。その背景には、一部の勢力の特別扱い、市役所幹部のなれ合いがないか厳格なチェックが必要であります。今回、市長が市職員倫理条例の施行に関する規則を改定しましたが、昨年8月4日の伊岐須会館における立食パーティーを容認する立場を重ねて示したものであり、市長の政治姿勢が厳しく問われるのであります。

もともと地方自治法は第2章により、住民は、「選挙に参加する権利」、「条例の制定又は改廃を請求する権利」、「事務の監査を請求する権利」、「議会の解散を請求する権利」、「議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利」、さらに、「教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利」を有しています。ここには、地方自治と住民自治の最も重要な基本点が示されています。住民が主役ということが、このところでも明らかになるわけでありませぬ。

議会については、地方自治法は第6章により、議会は、住民が選挙した議員によって組織され、普通公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使します。議会は監視機関であり、市政のチェックをしっかりと行うところに重要な存在意義があります。市

長が調製する予算の審査については、議案質疑の充実を図るとともに、予算特別委員会において追加資料をさらに充実し、通告した項目の全てを質疑できた運営に戻すことを含めて、この際、再検討が求められます。

次に、指摘すべき主な点について述べます。市有地の管理に関連して、明治坑周辺の住宅地の環境改善のために、契約書のあるものは契約書に従って、契約書のないものについては関係者との合意形成を図って改善する必要があります。

地域公共交通については、コミュニティバス等運行事業は、地域住民の多様な要望を日常的に受け止め、随時改善するとともに、ベンチや雨よけ、日よけの整備を可能なところから進めるべきであります。国庫補助の事業の調査も必要です。

次に、部落解放同盟に対する補助金は、新年度予算計上に至る経過が明らかになったことだけでも極めて異常です。7月、部落解放同盟と市の恒例の夏季交渉に、副市長ほか市幹部がそろって出席する。8月4日、伊岐須会館、部落解放同盟の書記長が案内し、市民協働部長の許可を得た人権・同和政策課長が参加・組織した立食パーティーが行われ、市幹部27人が出席。8月7日、新年度予算編成方針を市長が発出、各課の予算要求期限は11月上旬、ヒアリング・査定を経て、市長査定が行われます。9月議会で日本共産党は、一般質問と決算特別委員会で立食パーティーの事実を確認し、検証を要求しました。

今回、予算特別委員会の提出資料によれば、その経過はさらにはっきりしてきたのであります。すなわち、10月10日、9時半から10時、伊岐須会館で市協の書記長、飯塚市人権・同和政策課長、課長補佐。協議テーマ、部落解放同盟飯塚市協議会の補助金増額についてであります。こう書いています。

「市協：令和6年4月からの補助金について、増額をお願いしたい。

飯塚市：増額の理由を聞きたい。

市協：部落差別解消のため市協の組織強化を図る。そのため、各地域における調査研究のための費用を試算したところ、今の補助金では足りない。

飯塚市：口頭で言われても、内容がわからない。また、組織強化を図るのであれば、規約改正が必要ではないか。具体的な内容を示してほしい。

市協：臨時大会を開催し、規約改正を含め具体的な内容を説明する。」

その後、10月31日、この書記長が辞任します。市の補助金による給料の支払いは停止ということになります。11月5日、市議補選に、この前書記長になるわけですが、立候補。11月7日、人権・同和政策課が新年度補助金を増額しない予算要求書（明細）を作成し、翌日提出。11月12日、前書記長、市議選落選。武井新市長誕生であります。

12月議会において、日本共産党が改めて事実確認を求め、検証を要求しました。予算特別委員会提出資料によれば、12月13日、9時半から10時、伊岐須会館において、出席者は、市協は委員長、財務委員長、執行委員、飯塚市は人権・同和政策課長、課長補佐。協議テーマは補助金増額の具体的な説明についてとなっています。

記述内容は、

「市協：12月7日に市協の臨時大会を開き、規約改正について承認された。規約改正に伴い市協の経費について試算した結果、40万4500円が不足するため補助金の増額をお願いしたい。

飯塚市：40万4500円の内訳を聞きたい。

市協：組織強化のため5つの支部統括を廃止し、支部の活動を増やし地域の動きを今よりもよくする。このことにより、支部統括の費用を削減するが、各支部に対する費用が増加する。この増減の結果、40万4500円増加をお願いするもの。

飯塚市：補助金増額の素案として持ち帰って検討する。」

さらに、提出資料は次のように書いているわけです。

12月18日、9時半から10時、伊岐須会館。出席者は、市協は委員長、財務委員長、執行委員、飯塚市は人権・同和政策課長、課長補佐。補助金増額について。場所は言いましたかね、伊岐須会館、3回連続、伊岐須会館。

「飯塚市：12月13日に補助金増額の説明を受け、協議した結果、令和6年度予算に計上することを検討する。ただし、予算要求になったとしても議会の承認を受けるまでは確定しない。

市協：増額については、引き続きお願いします。」

これは12月18日です。

年が明けて1月4日、部落解放同盟が荊冠旗開きという、新年会と呼ぶんでしょうか、行うんですけども、武井市長が参加しております。

そして1月19日、22日の2日間、武井市長が、これを含む予算の査定を行い、予算調製に向かっていくわけです。

2月1日になりますと、この前書記長が再び書記長に復職したと聞いております。説明を受けております。

3月11日になると、飯塚市職員倫理条例施行規則の改正が総務委員会に報告されます。

8月4日、立食パーティーへの市職員の参加は、補助金の決裁に関わりを持つ利害関係者も含めて、今後も問題がないとするものであります。

これらの経過を見ながら、予算審査の視点で見ると何がポイントになるのかということなんですけれども、第1に、税金で給料が賄われる者が、社会的に批判を受ける言動があったときは、補助金の返還を求めるというのが、市のこの間の立場です。また、県道用地買収をめぐる福岡県、飯塚市、部落解放同盟幹部の打合せで、場所は伊岐須会館です。社会的規範を超える発言があったときは、確認したという意味ですけれども、補助金廃止を検討する。この部長答弁を武井市長が確認しております。予算計上及び予算審査において、厳格なこの視点からのチェックが必要です。

第2に、市が新年度補助金増額の根拠とする部落解放同盟提出の資料について、予算特別委員会で私が質問したところ、全く説明ができない状態に陥って、答弁を保留し、この後に及んで部落解放同盟にその説明を求めることにしたことは、予算計上の資格そのものが問われる重大問題であります。また、算出根拠について、金額にまともな理由がないことも分かりました。そもそも、大半が人件費であり、それを分け合うかのようなやり方のために、市役所担当課が団体の規約改正を求めるなど口を挟み、部落解放同盟書記長たる者がそれを受け入れるということは、部落解放同盟が標榜する自主的団体との立場とは根本的な矛盾があるのではないのでしょうか。

第3に、支部長への新たな手当の支給が、市長選挙及び市議補選の直前に、立候補予定の当事者から申し込まれ、選挙期間中に、人権・同和政策課は、一旦は増額見送りの予算要求書（明細）を作成したのに、前書記長が市議補選で落選したものの、武井市長が誕生した後、市長査定に向かう時期、12月13日、12月18日に、委員長、財務委員長、執行委員と伊岐須会館で2度協議し、市長は1月4日、新年会に参加し、そして1月19日、22日の市長査定まで、この経過の中で、補助金が現状維持から増額へ変更されたわけです。そして今回、予算が通れば、4月以降、5人の支部統括のところにとどまっていた190万円が、支部長レベルまで展開されることになるということです。市民の目線から見ると、選挙の報奨金を税金で払うものに見えるのではないかと疑問が残るわけです。この指摘に、予算特別委員会では、武井市長については、部落解放同盟と市長選挙で地域訪問したことはないと答弁しましたが、この点につき、事実の検証が必要であります。それでは、同じ立場にあると思われる前書記長について、部落解放同盟幹部と地域で訪問活動したことがないか、この点についても、事実の検証が必要になっているのではないのでしょうか。

第4に、前書記長は2月1日に再度、書記長に就任したとの説明であります。そして、2月分の給料、税金による給料を受け取ったとの説明もありました。ところが、部落解放同盟の規約に

よれば、書記長の選出は定期大会によるとなっているとの説明もあるわけです。この間に定期大会が開催されたことを市は確認しておらず、その点で言えば、今回の2月分の給料支給は不適切ではないかとの疑問が新たに浮上するわけですが、こうした中で、今回の部落解放同盟への補助金の予算計上が行われるわけです。これを市議会が承認してよいのかという問題提起を私はしたいと思うわけです。

次に、敬老祝品を高齢者に支給する事業には約3795万円が計上されていますが、送付を受けたカタログから品物を選ぶ方式には戸惑いも多く、実際に従前の敬老祝金事業との比較でいうと、品物の金額が1千円程度、現金支給のときよりも低いという指摘もあるわけです。現金を支給する敬老祝金事業に戻し、充実するべきであります。また、敬老祝品支給事業そのものを廃止し、予算をほかの事業に回せという議論もありますが、これについては、日本共産党は反対です。

子育て支援センターについては、先ほど討論もしました。旧サンシャインかいた大規模改修は3億5千万円をかけますが、その中で活動する穎田子育て支援センターは本来の目的を考慮すれば、関係者の合意がないままの移転の押しつけは許されません。

生活保護は、最後のセーフティーネットとして、必要な市民がためらわずに申請できるように、生活保護申請書の改善、扶養照会の改善、生活歴の把握が、仮にも申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきだとの国の指導にも、厳格に従っていくべきだと指摘しておきます。

また、市立納骨堂は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて正しく管理し、希望する市民が誰でも申し込むことができるよう合意形成を図るため、市役所は担当を人権・同和政策課から変更する必要があります。

市条例で管理する農業施設35施設のうち、契約書があるのが僅か1施設ということが分かりました。不適正な状態が長年放置されたまま新年度を迎えようとしているわけです。地域農業再生のため必要な施設は、市の責任で管理の適正化を図り、希望する農業者が利用できるように、直ちに是正するべきです。今後、老朽化して利用の見込みのない物については、適切に廃止措置をとってしかるべきであります。

市営住宅は、単身入居について、指定難病患者を含むよう対象者の拡大が求められます。老朽化した狭い2階建てなどからの住み替えなど、高齢者や障がい者の正当な希望に応えることができるよう制度拡大が求められます。一部の空き家募集に当たっては、部落解放同盟の了承がなければならないとする市役所の見解は認められません。市条例に基づくルールに沿ってのみ適正に実施するべきであります。

相田市営住宅の建て替えは、地下28メートル辺りに石炭を掘った後の坑道があり、浅所陥没の危険が想定される相田公園に強引に1棟目を建てる計画ですが、2棟目以降の予定地にも同様の危険があり、総事業費はどこまで伸びるか分からない状況です。周辺住民の意見は聞かず、理解だけを押しつけるやり方は、合意形成の努力とは呼べず、住民福祉の増進のための公共施設の整備において認められません。

工業団地造成については、先ほども述べましたが、必要性を含めて計画の検討が不足していないか。地域住民の合意の形成の努力はどうか。特に、飯塚あかね工業団地は日鉄鉱業から炭鉱ボタ山跡地周辺の用地取得に当たっては、鉱業法第109条と矛盾する契約を交わすことが認められないのは当然です。三菱マテリアルから炭鉱ボタ山跡地を取得した鯉田工業団地造成と企業誘致の経過から、苦い教訓を明らかにしておくべきです。なお、この鯉田工業団地の調整池の底盤近くまで石炭を掘った後の古い坑道のある図面を私は入手し、事故が起こりかねないと市議会でも指摘したことがあります。その後、集中豪雨のときですが、調整池に移動式ポンプを臨時に設置し、鯉田蛭子町方面を流れる水路に流しているのを目撃しました。このとき、蛭子町では水害が起きましたが、この行為による影響は明らかにならないままであります。

環境保全については、住宅地周辺の土砂埋立地、用地造成を理由にした山間部への土砂の不法

投棄、メガソーラー乱開発、産業廃棄物処理施設をはじめ、様々な環境悪化が進行しています。

「自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする」とした、飯塚市自然環境保全条例の規定に基づいて、飯塚市が誠実に取り組むことが求められます。大将陣公園横の感染性医療廃棄物の処分場計画は計画中止を求めなければなりません。

次に、人権啓発事業委託料については、事業開始時は約1044万円、今回予算計上は約5307万円と5倍に膨れ上がっています。その委託料の累計は約7億8084万円に及びます。消費税だけでも5650万円であります。新型コロナ禍の下で、委託事業の一部が実施できなかったにもかかわらず、適切な委託契約変更が行われず、このNPOは資産を2019年度末約229万円から、2023年度末約1163万円へ急増させています。さらに、約5650万円の消費税が適正に納付されている証拠書類をNPOが市に提出できないために、予算特別委員会には代わりにNPOの活動計算書が提出されましたが、消費税を納入したのであれば、記載があるべき租税公課の費目そのものがありません。約5650万円のうち、どれだけが消費税として納税されたのか、市は全く把握しておらず、その意思もないままであります。市が消費税相当額として渡した約5650万円と、納税額の差が著しいときは、また、そもそもこのNPOが消費税免税事業者であれば、納税証明書を提出できるわけがありません。飯塚市役所はこの18年間、このNPOが消費税免税事業者であるか確認したことがないにもかかわらず、累計で5650万円もの税金を消費税分として渡し続け、今回予算にも消費税分を上乗せして計上しているのです。また、NPO活動計画書に現れない支出、あるいは見えない資産形成がないことを証明するのに役立つはずの消費税納税証明書がないまま、今回予算計上は認めることはできません。市長は、税務署とも連携をとりながら、市内部監査を行うとともに、監査委員に監査を求めるべきであります。市議会としては、地方自治法第100条によって調査すべき案件でもあります。

35人学級編制とともに、児童生徒が増加する学校、減少する学校について課題を明らかにし、義務教育の環境整備に万全を尽くさなければなりません。特別支援学級に通う児童生徒の支援の充実が求められます。児童クラブは、安全で快適な施設へ改善・充実のために、引き続き努力が必要です。利用料の保護者負担軽減とともに、支援員の処遇改善が求められます。遊戯室のエアコン設置の検討のために、丁寧な室温調査が必要です。

小中一貫鎮西校におけるSTEAM教育に関する協定は、ダイワボウ情報システム株式会社とともに、麻生情報システム株式会社と前市長、藤江美奈副市長、当時教育長の武井現市長の関与が不透明のままです。学校パソコン教室の多くをバッテリーが壊れた状態にしたまま、特定企業の莫大な利益につながることは必死になる姿は、教育の現場にふさわしいでしょうか。指摘しておきます。

大将陣公園東側のグラウンドゴルフ場整備事業については、総事業費5億8千万円とされる大型事業ですが、すぐ近くに計画中の感染性医療廃棄物等産業廃棄物焼却処分場とは共存できず、市長は市自治会連合会や関係自治会、桂川町と連携をとり、事業者、福岡県に計画中止を求めるべきです。

税金や国民健康保険税の催告業務を民間業者に委託していることは、個人情報管理について危惧されるところがあり、認められません。

市有地売却は、旧鎮西中学校跡地売却などプロポーザルによる選定委員会の公正性と透明性の確保のために、応募者と関係性のある者を除くべきではなかったか、ルールをつくらなかったのはなぜか、疑問の残るところなのに、改善の意思さえ、今、見られないのであります。

ふるさと応援寄附金については、安定的な財源として位置づけることはできず、地方交付税措置の拡充こそが必要ですが、本市の福祉の増進のためにと頂いた寄附金は、その趣旨に従って適正に活用されるべきです。

以上、日本共産党は、暮らしの応援の視点、無駄遣いをしない視点、公正で透明な市政運営を貫く視点に基づく市政運営を、市民と共に進める立場から、今回予算案に反対するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託しています「議員定数のあり方について」、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」及び「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」、以上4件を一括議題といたします。

「議員定数のあり方について」の中間報告並びに「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」及び「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」の委員長報告の省略について、お諮りいたします。議員定数のあり方に関する調査特別委員会は全議員で構成されておりますことから、報告を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、「議員定数のあり方について」の中間報告並びに「議員提出議案第7号」、「請願第5号」及び「請願第6号」の委員長報告については、省略することに決定いたしました。なお、質疑につきましても、全議員で構成する特別委員会で審査を行っておりますことから、これを省略いたします。

議題中、「議員提出議案第7号」については、委員会において、継続審査に、「請願第5号」及び「請願第6号」、以上2件については、委員会において、いずれも不採択となっております。「議員提出議案第7号」、「請願第5号」及び「請願第6号」、以上3件に対する討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。経過を振り返りますと、議員定数削減議案上程以来ですね、様々な議論をしてきたわけですが、この請願に関わって重要と思われる事案を――、（発言する者あり）

「請願第5号」、「請願第6号」に賛成の立場から討論を行います。

この件につき、重要な事案としては、昨年8月31日付で提出された「陳情第13号」がある

と思います。住民と議会の関係という意味合いですけれども、これにつき、議論したこともあるわけですけれども、年が変わって今年1月25日の特別委員会で、私はこの「陳情第13号」を踏まえながらも、強調するところは強調して、3つの提案をしたわけです。これについては、その中の一つが交流センターごとの市民の皆さんとの意見交換会があったわけですけれども、これは否決されました。1月25日です。

一方で、アンケートが2月9日から29日までの間、郵送方式で3千通送ってということがありました。2月26日に、この「請願第5号」と「請願第6号」が提出され、交流センターごとの市民との意見交換会をぜひやってもらいたいということになっているわけですね。その後、特別委員会は3月12日に行われて、否決ということになるんですけれども、この過程で、私たちは第一に、住民こそが主役であり、住民の皆さんの生の声を聴かなければならないか、聴かなくてもよいかという論点があったと思います。

もう一つは、それではアンケートということになって、アンケートについては、自由記入欄の所がまだ整理されていないけども、郵送による回答の状況は分かったということで、資料要求をして、その資料に基づいての質問もあったかと思います。翌日、各紙がその内容につき、報道をしたところですが、私たちが、住民と議会の関係という点でも、議論は今後も継続する必要がありますけれども、このアンケートの様子を見ると、住民との意見交換会の重要性がよく分かるのではないかと思います。3千通発送しまして、回答率が27.9%となっています。実数で言えば837通なんですね。3年後の市議選のことを想定しておりますので、それ以降、3年後に初めて市議会議員選挙に投票権を有するというような方々は、質問2で、「あなたの年齢を教えてください。」ということについて、「10代」という欄がありますけれども、僅かに24人なんです。20代が36人、30代が64人、40代が96人、50代が107人、60代176人、70代223人、80代91人、90代24人、100歳以上1人、無回答が1人、それで837人という状況なんですね。この数字を見ただけでも、このアンケートの内容につき、極めて不十分極まりないということが分かるのではないかと思います。

また、認められませんでしたけれども、地域ごとの様子を見ますと、「旧飯塚市」が511人、回答ですよ。61.05%でしょう。それから「旧穂波町」が138人、16.49%、これも回答数が多いとは決して言えない状況なんですね。「旧筑穂町」というくくりをなぜつくるか分かりませんが、58人という状況です。有権者は1万人を超えているわけでしょう。それから「旧庄内町」が66人、「旧穎田町」が30人。そういうような地域性になってしまっているわけですね。性別もありますけれども。

こうした状況を見ると、私たちが選挙で当選している議員だから、住民のことはよく分かる。あるいは、個別に意見を聴いて、自分の賛否に、議会活動に反映する。それでいいというふうに考え続けるかどうかということはあると思います。

つまり、どうしても交流センターごとに私たちが住民の皆さんの所に出かけて行って、自分たちを選んだ母体ですから、そこから議員定数の在り方、あるいは、今回出ている定数4減の議案について、どうお思いかというのを丁寧に聴いていく作業が、どうしても必要になっているというふうに思うわけです。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」について、採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」について、採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「議案第38号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第38号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

令和6年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、上田敬子氏を、引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました上田敬子さんから、挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。上田敬子さん。

○上田敬子

失礼いたします。ただいま教育委員としてご承認をいただきました上田敬子でございます。ご承認ありがとうございます。

また、飯塚市議会におかれましては、日頃から教育への深い理解の下に、教育行政に対しまして温かいご支援、ご高配をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、このほぼ6か月、半年間ですか、凶らずも教育長職務代理者をさせていただきました。その間に感じたことでもございますけれども、飯塚市の社会教育、学校教育の充実ぶりは改めて感じたわけでもありますが、同時に、各教育現場、各学校が抱えておられる、いわゆる生徒指導上の問題、生活指導上の問題、課題、そして苦悩を目の当たりにいたしました。

また、子どもたちを支える教育環境、人的環境、物的環境の充実の必要性も痛感したところでございます。委員会事務局が、各学校のそういう問題に対して大変寄り添って丁寧に対応してくださっております。このことについても、感謝申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境は、まだまだ厳しいものがございますけれども、これまで飯塚市が

掲げてまいりました「すべては子どもたちと、その未来のために」というスローガンの下に教育に取り組んでまいりましたけれども、これからも一人一人の子どもたちとその未来のためにしっかりと教育を充実させていかねばならないと心しているところでございます。私も大変微力ではございます。ですが、お役に立てるように一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞ今後ともお力添えのほうをよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（江口 徹）

「議案第39号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第39号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

公平委員会委員1名が、令和5年12月31日付をもって辞職されたことに伴い、その後任に、古川幸代氏を、新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」から「議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」までの9件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第40号」から「議案第48号」の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

令和6年5月16日付をもって任期満了となります本市固定資産評価審査委員会委員につきまして、「議案第40号」から「議案第46号」は、牛島光一氏、柳田光重氏、金子由美氏、梅津眞由美氏、坂口 隆氏、芳中奏文氏、金崎修一氏を、引き続き同委員として、「議案第47号」及び「議案第48号」は、久保井宏氏、山上 司氏を、新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案9件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案9件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長(武井政一)

ただいま上程されました、「議案第49号」から「議案第51号」の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。

令和6年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、内藤正登氏、瓜生典之氏、本田昌弘氏を、引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第50号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第52号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第52号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市教育委員会教育長として、桑原昭佳氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました桑原昭佳さんから、挨拶をしたい旨の申出がっております

ので、これをお受けいたします。桑原昭佳さん。

○桑原昭佳

ただいま同意をいただき、教育長に就任することになりました桑原昭佳でございます。

飯塚市が進めるまちづくりにとりまして、教育には、学校教育や社会教育を通しての人づくりや、文化発展を担い、まちづくりの礎として重要な役割がございます。

微力ではございますが、飯塚市が目指すべき教育の実現に向けて、飯塚市の未来を担う子どもたちのため、そして市民のために、熱意と使命感を持って全力を尽くす所存でございます。

市民の皆様、市議会議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（江口 徹）

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局に、その氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

議会選出各種委員の氏名を発表いたします。

民生委員推薦会委員に、24番 金子加代議員、8番 藤堂 彰議員。

国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に、5番 光根正宣議員、18番 吉田健一議員。

中小企業融資制度審議会委員に、12番 田中英美議員、28番 道祖 満議員、以上でございます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。民生委員推薦会委員に、24番 金子加代議員、8番 藤堂 彰議員、以上2名を選出することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、民生委員推薦会委員に、24番 金子加代議員、8番 藤堂 彰議員、以上2名を選出することに、決定いたしました。

次に、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に、5番 光根正宣議員、18番 吉田健一議員、以上2名を選出することに、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に、5番 光根正宣議員、18番 吉田健一議員、以上2名を選出することに、決定いたしました。

次に、中小企業融資制度審議会委員に、12番 田中英美議員、28番 道祖 満議員、以上2名を選出することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、中小企業融資制度審議会委員に、12番 田中英美議員、28番 道祖 満議員、以上2名を選出することに、決定いたしました。

「議員提出議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第1号」につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚

市事務分掌条例の一部改正に伴い、福祉文教委員会の所管に、こども未来部に関する事項を追加するため、本案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第2号」及び「議員提出議案第3号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第2号」及び「議員提出議案第3号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）」は、厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣宛てに、「自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第2号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第3号 自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第4号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

「議員提出議案第4号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、「議員提出議案第4号 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書の提出」に賛成の立場から討論を行います。

意見書案は、表題を今述べたとおりなんですけれども、国会及び国に対し何を要求するかという点でいえば、意見書案の下から一番最後の段落、「このような状況で、建設人材の不足が震災復興の妨げになることは断じてあってはならず、政府に対し、能登半島地震の被災地での人命を最優先し、被災者の生活と生業の回復、および被災地の復旧・復興を加速させる立場から、被災地関連事業を最優先させるべきことを求めます。」と、これが要求の内容であります。賛成であります。

一方、実はその下に、「その結果、万博関連の建設リソースが不足して工事が予定通りに進まなかったり、建設費がさらに増大したりすることが想定されるのであれば、現在の計画を縮小変更するなどしてこれまでに示された予算内で予定通り実施できるよう調整を行い、万博のために被災地の生活再建等が遅れるという事態をなんとしても避けるべきです。」と、もっともなことがあるわけです。ただ、日本共産党としては、この縮小変更するなど、「など」と書いてありますけれども、この「など」の中には、もう既にあってはならない事態が進行中ですので、万博の中止を含めた内容になっているとすべきであるというふうに考えるわけです。

以上で、討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第4号 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第1号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

「報告第1号」の専決処分について、ご報告いたします。

議案書82ページをお願いいたします。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故については、令和5年12月8日、金曜日、午前10時30分頃、飯塚市相田地内市営相田住宅の敷地内において、相手方が住宅敷地内に駐車していた自家用車を発進させた際、敷地内の排水路に設置されていたグレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のマフラーを損傷させたものです。

事故の原因につきましては、排水路の一部が破損していたため不安定な状態となっていたグレーチング蓋の端部に、車両前輪がかかった際、跳ね上がったグレーチング蓋を車両下部に巻き込んだことによるもので、本件事故の過失割合は、市側が100%となり、損害賠償額は8万5294円となっております。

このたびの事故の原因となった排水路につきましては、破損部分の補修並びに破損箇所以外の側溝の点検を実施し、対応を済ませておりますが、他の市営住宅も含め、今後、このような事故が起こることのないよう一層気をつけて保全管理に努めてまいります。

以上で、報告第1号、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告（歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（小柳朋之）

「報告第2号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

資料をお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和5年11月11日、土曜日、午後9時頃、飯塚市若菜地内、市道目尾・久保白線において、相手方が自宅に帰宅するために弁分方面へ歩道を歩行していた際に、歩道脇にできたポットホールに足がはまり転倒し、負傷したものでございます。

本件事故につきましては、市の過失割合を50%、相手方を50%とし、市が相手方に損害賠償金18万8708円を支払うことで、令和5年12月25日に示談が成立しております。

今後は管内の道路パトロール等により情報収集を強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第3号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。庄内支所市民窓口課長。

○庄内支所市民窓口課長（松尾修二）

「報告第3号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第2項

の規定により報告を行うものでございます。

議案書の87ページをお願いいたします。本件事故は、令和5年11月6日、月曜日、午前6時50分頃、飯塚市仁保地内の飯塚市消防団庄内方面隊第2分団消防詰所におきまして、乾燥中の消防用ホースが強風にあおられ、隣接するアパート駐車場に駐車中の車両に接触し、損傷させたものでございます。

本件事故の過失割合につきましては、市側が100%であり、市が相手方に修理費用として損害賠償金27万8193円を支払うことで、令和5年12月25日に示談が成立しております。

今回の事故の原因は、ホース乾燥塔への設置が完全ではなく、その確認不足が原因であります。今後はホース乾燥塔への設置をより頑丈に行い、監督者の確認を徹底させることとしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。8番 藤堂 彰議員、23番 小幡俊之議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和6年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 2時52分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口	徹	14番	石川	華子
2番	兼本	芳雄	15番	永末	雄大
3番	深町	善文	16番	土居	幸則
4番	赤尾	嘉則	17番	吉松	信之
5番	光根	正宣	18番	吉田	健一
6番	奥山	亮一	19番	田中	博文
7番	藤間	隆太	20番	鯉川	信二
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満

(欠席議員 1名)

21番 城丸 秀高

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 中村 章

企業局次長 今仁 康

住宅課長 井上 尊之

徳波支所経済建設課長 小柳 朋之

庄内支所市民窓口課長 松尾 修二

